

答申第 10 号（概要）

1 件名 子ども記録票、虐待通告（相談）受付票、送致書、支援記録（経過記録・心理面接記録）、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断、支援会議票及び WISC - IV 記録用紙（日本版 WISC - IV ワークブック 1、日本版 WISC - IV ワークブック 2 含む）に係る〇〇さんの情報

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 26 年 5 月 7 日

4 原決定年月日 平成 26 年 5 月 21 日

5 決定の内容 部分開示決定

6 異議申立年月日 平成 26 年 5 月 22 日

7 部分開示決定理由

非開示とした通告時の記録の一部については、児童虐待の防止に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 7 条により、「児童相談所が児童に係る通告（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の規定による通告とみなす）を受けた場合においては、当該通告を受けた児童相談所の所長、所員その他の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定めていることから、条例第 16 条第 1 項第 1 号に該当し非開示とした。

また、非開示とした本件児童（本人）の発言内容等は、異議申立人に開示することにより、本件児童（本人）の利益を害すると認められるため、条例第 16 条第 1 項第 3 号に該当し非開示とした。

非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断及び WISC - IV 記録用紙の一部については、仮に開示がなされた場合に、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくくなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 16 条第 1 項第 7 号アに該当し非開示とした。

非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、開示することにより率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難となり、児童の処遇等の決定についての意思決定が阻害されるおそれがあるため、条例第 16 条第 1 項第 7 号ウに該当し非開示とした。

8 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定の取消しを求める。

9 諮問年月日 平成 26 年 5 月 28 日

10 答申年月日 平成 26 年 12 月 5 日

11 審査会の結論 部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

本件個人情報は、児童福祉法第10条及び第12条の規定に基づいて市町村及び県が設置する児童相談所の業務において作成された公文書に記載されている一時保護児童に関する個人情報である。

なお、本件開示請求及び異議申立ては、法定代理人である父親が、一時保護を受けた子本人に代わって行ったものである。

本件個人情報のうち通告した者を特定できる内容については、児童虐待の防止等に関する法律第7条に「市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第一項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と定められていることから、条例第16条第1項第1号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした本件児童の発言内容等には、本件児童が自身の私生活、家庭環境、家族に関することや心情等に関して児童相談所の職員に話した内容又は本件児童本人が書いた内容が記載されている。

そして、本件個人情報は児童相談所が虐待通告を受け、職権により一時保護を行った際に作成された情報であり、法定代理人と本件児童本人との利益は必ずしも一致するものではないと思料する。

したがって、本件児童の発言内容等を異議申立人に開示することは、本件児童本人の利益を害すると認められ、条例第16条第1項第3号に該当する。

本件個人情報のうち非開示とした子ども記録票、行動記録、児童行動観察、日誌、一時保護児童行動観察票、心理診断及びWISC-IV記録用紙の一部については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、本件児童が自身の発言を差し控えるなど、今後の児童と児童相談所職員との面接等が成り立たなくなるおそれのあることや、児童の処遇、相談援助の提供について検討するうえで重要となる児童の意思等を記録しにくくなることから、当該ケースや将来の同種のケースにおいて児童の安全確保を図る児童相談所における公正又は円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第16条第1項第7号アに該当する。

本件個人情報のうち非開示とした児童相談所内部または関係機関との連絡、協議、評価等に関する部分については、全体として児童相談所の調査、診断、判定又はそれに基づいた処遇、相談援助の業務記録となっており、検討する上で貴重な資料となっている。仮に、これらの情報が開示されることとなった場合、児童の処遇等の決定についての意思決定が不当に阻害されるおそれがあり、率直な意見交換若しくは意思決定を行うことが困難になると認められ、条例第16条第1項第7号ウに該当する。